

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課	
「学習の支援」	(1)学校教育による学力保障	ぐんま少人数クラスプロジェクト(さくらプラン)	小学校第1・2学年において、30人以下の学級が編制できるように教員を配置し、義務教育のスタート期にあたる低学年の学習習慣や基本的な生活習慣を確立し、基礎学力の定着や社会性の育成を図る。 小学校第3・4学年において、35人以下の学級が編制できるように教員を配置し、学力差のつきやすい中学年におけるきめ細かな指導を充実し、基礎学力の定着や社会性の育成を図るとともに、高学年への円滑な移行を実現する。	(教)学校人事課	
		ぐんま少人数クラスプロジェクト(わかばプラン)	中学校第1学年において、35人以下の学級が編制できるように教員を配置し、すべての教科を少人数で指導するとともに、いじめや不登校、問題行動への早期対応など、中学校生活への適応に向けた支援体制を強化する。	(教)学校人事課	
		ぐんま「確かな学力」育成プロジェクト	児童生徒の確かな学力の育成を目的とし、調査研究事業、研究推進事業、「確かな学力」育成プロジェクト会議という3つの事業を柱に、研究・協議等を実施する。	(教)義務教育課	
		「課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する調査研究(高等学校)」	各教科等で、グループ学習活動等の言語活動を重視した学習活動を積極的に取り入れ生徒の思考力・判断力・表現力を高めるとともに、生徒の学習意欲や学力の向上を図る。	(教)高校教育課	
		(再掲) 教員研修講座 研修支援隊	基礎的・基本的な学習内容の定着を図ることを目的とし、幼・小・中・高・中等・特別支援学校の教員を対象として、授業改善に向け、研修講座や校内研修支援を実施する。	(教)総合教育センター	
	(2)学校における学習支援	(再掲) 生徒指導担当嘱託員配置	生徒指導に長けた元教員等を生徒指導に困難を抱える県立高等学校に配置し、生徒指導に関する業務を支援することにより、問題行動や中途退学の減少を図る。	(教)高校教育課	
		(3)生活困窮世帯等の子どもへの学習支援	生活保護(教育扶助・生業扶助)	被保護世帯の義務教育対象児童については、法令に基づき基準費用、教材代、給食費、交通費に加え学習支援費を適切に支給すると共に、高校生については技能習得費により必要な費用を扶助する。なお、ケースワーカーが進級、進学等の際に適切な助言・支援を行うように努めている。	健康福祉課
	子どもの学習支援事業		貧困連鎖の防止に向けた取組として、町村部は県、市部は各市が実施主体となって生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援を実施する。	健康福祉課	
	児童養護施設等入所児童への学習支援の充実		児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進する。	児童福祉課	
	(4)地域における学習支援	放課後子ども教室	学校の空き教室等を活用し、放課後や週末に学習、スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動等を実施する。	(教)生涯学習課	
		地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日等の休日に体系的・継続的な教育プログラムを計画・実施する。	(教)生涯学習課	
		地域未来塾	中学生や高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を行う。	(教)生涯学習課	
		外国人児童生徒等教育・心理サポート事業	公立学校及び外国人学校において、不登校に陥る可能性の高いまたは不登校・不就学となっている外国人児童生徒やその保護者などに対し、教育相談のほか、心理カウンセリングや日本語支援等を行い、就学を促進する。	人権男女・多文化共生課	
	2 生活の支援	(1)保護者の生活支援	(再掲) 生活保護	生活に困っている方々に対し、その状況に応じ、必要な保護を行う。また、生活保護を受けている方々の自立を支援する制度でもある。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる。)	健康福祉課
			(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。県は町村部を担当する。	健康福祉課
			母子父子自立支援員設置	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談に応じるため、各保健福祉事務所に母子父子自立支援員を設置する。	児童福祉課
ひとり親家庭子育て支援事業			ひとり親家庭において、一時的に子育てが困難な場合に、ファミリーサポートセンター等を利用した場合に利用料を減免する。	児童福祉課	
母子家庭等就業・自立支援センター事業			ひとり親家庭の自立を支援するため、一貫した就業支援サービスを総合的に提供する。(就業相談、就業支援講習会、管内自治体・福祉事務所支援、地域生活支援)	児童福祉課	
いきいきGカンパニー認証制度			育児休業制度の整備・取得促進に加え、女性の活躍推進やワークライフバランスの実現に取り組む県内事業所を応援する認証制度を設け、その普及を図る。	労働政策課	
群馬県妊産婦支援事業			心身の不調や家庭環境の問題等、特に支援を必要とする妊産婦に対し、医療機関と市町村等の関係機関が連携を図りながら支援を行う。	児童福祉課	
子育てこころの相談・産後うつ相談			妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みのある方、また、日頃からメンタルヘル스에不安を抱えながら子育てをする方に対し、県内の4か所の保健福祉事務所において精神科医等による相談を実施する。	児童福祉課	
妊娠出産包括支援推進			市町村と協働し、より身近な場所での妊産婦等を支える仕組みを構築するため、連絡調整会議や先事例の情報提供等を行う。	児童福祉課	

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課
		女性健康支援センター事業	望まぬ妊娠や、子育ての悩みなど、女性の各ライフステージにおける心身の健康に関する相談に幅広く応ずるための電話相談事業を行う。	児童福祉課
		地域子育て支援拠点	地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を設ける。	子育て・青少年課
		児童相談	児童相談所は、関係機関と連携しながら子育て相談や虐待通告への対応、社会的養護の必要となった子どものケアなどを行っている。	児童福祉課
		家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」	生涯学習センターにおいて、幼児期から高校生くらいの子どもをもつ保護者等を対象に、育児やしつけなど家庭教育上の悩みに応える。	(教)生涯学習課
		地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補給給付を行う事業)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	子育て 青少年課
		子ども・子育て支援法に定める利用者支援(総合窓口)	教育、保育、地域の子育て支援事業等様々な子育て支援サービスについて、必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や相談・援助を行う窓口を設置する。	子育て・青少年課
		一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。	子育て 青少年課
		子育て短期支援	保護者の疾病時等に、児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	子育て・青少年課
		病児・病後児保育	病児や病後児を病院や保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する。	子育て 青少年課
		子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	子育て・青少年課
		(再掲)放課後子ども教室	学校の空き教室等を活用し、放課後や週末に学習、スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動等を実施する。	(教)生涯学習課
		放課後児童クラブ創設費等補助	放課後児童クラブの創設、大規模改修等の事業費に対して助成する。	子育て・青少年課
		放課後児童クラブ運営費補助	放課後児童クラブの運営費に対して助成する。	子育て・青少年課
	(2)子どもの生活支援	家庭的養護の推進	家庭で生活することができない子どもに対しては、里親やファミリーホームによる家庭的な環境下での養育を優先的に行うこととする。	児童福祉課
		自立援助ホーム設置	児童養護施設等退所児童等が入所する自立援助ホームを設置する。	児童福祉課
		児童養護施設等対策	アフターケアについては、各施設が自身の施設退所者を対象に対応する。群馬県児童養護施設連絡協議会とアフターケアのあり方について対応を検討していく。 親権を行う者がいない児童等については、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をするとともに、未成年後見人の確保を図る。	児童福祉課
		身元保証人確保対策事業	児童の就職等の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料を負担する。また、母子生活支援施設長に対し、市が同負担をした場合、損害保険料の一部を補助する。	児童福祉課
		食育推進	子どもとその保護者を軸に、生涯にわたり食育が実践できるよう、地域(市町村、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等)の食育活動を支援するための食育教材の普及、人材の育成を実施する。 また、社会資源である食育応援企業の活動との連携、協力により家庭における食育の役割を推進する。	保健予防課
		元気県ぐんま21(第2次)特定給食施設等指導	給食を通じた健康づくりを目的に、保育所・幼稚園・学校等に対し、個別指導(巡回指導)や集団指導(栄養管理講習会)を実施し、栄養管理及び衛生管理の指導助言を行う。	保健予防課
		1歳児歯科相談モデル事業	1歳児は離乳や卒乳など口腔領域の悩みが多い時期であり、口腔機能の発達に合った支援等を始めるのに適切であるため、1歳児を対象にモデル的に相談事業を行う。	保健予防課
		障害児摂食・嚥下機能支援事業	重い病気や障害などにより摂食・嚥下機能の獲得や発達が遅れた障害児に対する、「食べる機能」を支援するための相談事業を実施する。	保健予防課